



熊本県公報

第 1 1 7 3 9 号
平成 20 年 9 月 16 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………（障害者支援総室） 1
- 障害者自立支援法に基づく事業所の指定……………（ ” ） 1
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………（税務課） 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課） 2
- 建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領……………（監理課） 2
- 建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領……………（ ” ） 3
- 事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の一部を改正する要領……………（ ” ） 3
- 電線共同溝整備道路の指定……………（道路保全課） 4
- 景観整備機構の指定……………（都市計画課） 4
- 種畜証明書の交付……………（畜産課） 4
- 指定居宅サービス事業所の指定（通所介護）……………（高齢者支援総室） 5
- 指定介護予防サービス事業所の指定（介護予防通所介護）……………（ ” ） 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………（社会福祉課） 5
- 公 告
- 県有財産の売却……………（管財課） 7
- 土地改良区役員 の 退任及び就任……………（農村計画・技術管理課） 7
- 登 載 依 頼
- 平成 2 0 年度第 6 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催告知……………（土木技術管理室） 8
- 小型機船底びき網漁業（手繰第 1 種手繰網漁業）の適正操業に係る委員会指示……………（天草不知火海区漁業調整委員会） 8

告 示

熊本県告示第 8 2 9 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 0 年 9 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
山鹿いちご薬局 山鹿市大橋通 1 2 0 7 番地	株式会社 V E N U S 山鹿市大橋通 1 2 0 7 番地	平成 2 0 年 9 月 1 日
松橋中央薬局 宇城市松橋町きらら二丁目 2 番 1 3 号	株式会社 宇城メディカル 宇城市松橋町きらら二丁目 2 番 1 3 号	平成 2 0 年 9 月 1 日

熊本県告示第 8 3 0 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 0 年 9 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
のぞみ生活介護事業所 八代郡氷川町鹿島9 45	社会福祉法人 白寿会 八代郡氷川町鹿島9 45 中島 巳年雄	平成20年 10月1日	4311700027	生活介護

熊本県告示第831号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。
平成20年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社田中石油	代表取締役 田中 誠	熊本市龍田七丁目35番1号	平成20年8月1日

熊本県告示第832号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。
平成20年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 楮原（A）地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）
次に掲げる土地に存する標柱11号から標柱23号までを順次結んだ線及び標柱23号と標柱11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
11	玉名郡	南関町	関 東	楮 原	1190-1地先（道路）
12	〃	〃	〃	〃	1187
13	〃	〃	〃	〃	〃
14	〃	〃	〃	〃	1185
15	〃	〃	〃	〃	1182
16	〃	〃	〃	〃	1181
17	〃	〃	〃	松 林	2265-3
18	〃	〃	〃	〃	2261
19	〃	〃	〃	〃	2262-1
20	〃	〃	〃	楮 原	1177-2
21	〃	〃	〃	〃	1176
22	〃	〃	〃	〃	1170-3
23	〃	〃	〃	〃	1188-4地先（道路）

熊本県告示第833号

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成20年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領
建設事業者の合併等に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領（平成17年熊本県告示第380号）の一部を次のように改正する。
第3条中「置く」を「有する」に改める。
第4条の見出し中「格付における総合点数」を「総合点数等」に改め、同条第1項中「合併等の当時会社が」を「格付のある業種においては、合併等の当時会社が」に、「ことを

条件に」を「ときは」に改め、「熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱」の次に「（以下「要綱」という。）」を加え、「において」に改め、同条に次の1項を加える。
 3 格付のない業種においては、経営事項審査の総合評定値（以下「総合評定値」という。）に第1項による加算を行い、要綱第2条第3項による順位付けの見直しを行うものとする。

第5条を次のように改める。
 第5条 合併存続会社等が、消滅又は廃業する合併等の当事会社が有している等級とし、合併等の当事会社の場合、当該営業所を、引き当てる業種である業種の日が属する日とみなして指名する。このとき、当該営業所の地理的条件（所在地及び工事実績等）を有するものとする。
 第5条 合併存続会社等が、消滅又は廃業する合併等の当事会社が有している等級とし、合併等の当事会社の場合、当該営業所を、引き当てる業種である業種の日が属する日とみなして指名する。このとき、当該営業所の地理的条件（所在地及び工事実績等）を有するものとする。

(1) 格付のある業種の場合
 消滅又は廃業する合併等の最高等級の当事会社が有している等級とし、合併等の当事会社の場合、当該営業所を、引き当てる業種の日が属する日とみなして指名する。このとき、当該営業所の地理的条件（所在地及び工事実績等）を有するものとする。
 うち、主たる営業所の2者が合併等の上記の最高等級の当事会社が有している等級とし、合併等の当事会社の場合、当該営業所を、引き当てる業種の日が属する日とみなして指名する。このとき、当該営業所の地理的条件（所在地及び工事実績等）を有するものとする。

(2) 格付のない業種の場合
 消滅又は廃業する合併等の当事会社が有している総合評定値、工事実績等とする。ただし、合併等の当事会社のうち、同一業種において総合評定値が最も高い会社の主たる営業所が合併存続会社等のその他の営業所となった場合は、主たる営業所といたし、合併等の前に主たる営業所としていた合併等の当事会社が有している総合評定値、工事実績等とする。

2 条件付一般競争入札においては、前項の規定に準拠して競争参加資格の確認を行うものとする。
 3 合併存続会社等の主たる営業所を合併等の当事会社の主たる営業所以外に新たに設置し、合併等の当事会社の一業種において最も高い等級又は経営事項審査の総合評定値を有する当事会社に係る営業所については、当該措置の対象としないものとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、同日以降の合併等について適用する。

熊本県告示第834号

建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成20年9月16日

熊本県知事 蒲島 郁夫

建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領の一部を改正する要領
 建設事業者の協業組合設立に係る総合点数の算定及び入札参加機会の確保に関する特例要領（平成17年熊本県告示第380号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「格付における総合点数」を「総合点数等」に改め、同条第1項中「協業組合の組合員のうち」を「格付のある業種においては、協業組合の組合員のうち」に改め、「あって」を削除し、「ことを条件に」を「ときは」に改め、「熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱」の次に「（以下「要綱」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 格付のない業種においては、経営事項審査の総合評定値に第1項による加算を行い、要綱第2条第3項による順位付けの見直しを行うものとする。

第5条に次の1項を加える。

2 条件付一般競争入札においては、前項の規定に準拠して競争参加資格の確認を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、同日以降の協同組合の設立について適用する。

熊本県告示第835号

事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の一部を改正する要領を次

のように定める。

平成20年9月16日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の一部を改正する要領
事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領（平成17年熊本県告示第
380号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「総合点数」を「総合点数等」に改め、同条中「建設業者の指名競争
入札参加資格」を「熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱第1条の入札参加者資格」に
改め、「総合点数」の次に「（格付のない業種においては経営事項審査の総合評定値）」
を加え、同条第1号中「年間平均完成工事高」の次に「及び元請完成工事高」を加え、同
条第3号中「建設業に従事する職員の数」を「平均利益額」に改める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、同日以降の組合設立について適用する。

熊本県告示第836号

電線共同溝を整備すべき道路について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成
7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり指定したので、同条第4項の
規定により公示する。

その関係図面は、平成20年9月16日から60日間、熊本県土木部道路保全課におい
て一般の縦覧に供する。

平成20年9月16日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路線名	指定する道路の区間
主要地方道	熊本停車場線	熊本市春日一丁目732から 熊本市春日一丁目765番地4まで
主要地方道	熊本高森線	熊本市田崎本町1番地2から 熊本市春日一丁目766番地48まで

2 指定する期日 平成20年9月16日

熊本県告示第837号

景観法（平成16年法律第110号）第92条第1項の規定により、次のとおり景観整
備機構を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年9月16日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 景観整備機構の名称及び住所
社団法人熊本県建築士会
熊本市神水一丁目3-7
- 2 景観整備機構の事務所の所在地
熊本市神水一丁目3-7
- 3 指定年月日
平成20年9月9日

熊本県告示第838号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜
検査を次のとおり実施し、種畜証明書を交付したので告示する。

平成20年9月16日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する牛の雄
- 3 検査実績

検査日	種畜証明書 番号（平20 熊本県臨）	名号	品種	検査成績	飼養者	検査場所
平成20年	第1号	鶴重	褐毛和種	1級	熊本県農業研	合志市栄

9月2日 (火)	第2号	博光重	褐毛和種	1級	究センター	3801
	第3号	上福栄	黒毛和種	2級		
	第4号	花満国	黒毛和種	1級		
	第5号	末勝	黒毛和種	1級		
	第6号	福花	黒毛和種	1級		
	第7号	糸福照	黒毛和種	2級		
	第8号	松八ET1	褐毛和種	1級	独立行政法人 家畜改良セン ター熊本牧場	玉名市横 島町共栄 37

熊本県告示第839号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年9月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター弥生 玉名市岱明町野口字下河原114 6番地12	特定非営利活動法人長寿 会	平成20年9月1日

熊本県告示第840号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年9月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター弥生 玉名市岱明町野口字下河原114 6番地12	特定非営利活動法人長寿 会	平成20年9月1日

熊本県告示第841号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成20年9月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
生活サポートひなたのき 菊池市下河原5548番地	有限会社ひなた 菊池市野間口380番地	平成20年5月13日

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日

デイサービス暖暖 八代市鏡町鏡553番地4	株式会社暖暖 八代市鏡町鏡553番地 4	平成20年8月7日
(福祉用具貸与)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ジョウトク 八代市鏡町宝出10番地	有限会社穰徳建装 八代市鏡町宝出10番地	平成20年8月20日
(小規模多機能型居宅介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
明照園 あんじん 天草市久玉町前田334番地1	社会福祉法人明照園 天草市久玉町1237番 地1	平成20年8月1日
小規模多機能型居宅介護事業所 かしまスマイル 上益城郡嘉島町上六嘉2268 番地	社会福祉法人嘉悠会 上益城郡嘉島町北甘木2 073番地	平成20年8月1日
(介護予防訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
生活サポートひなたのき 菊池市下河原5548番地	有限会社ひなた 菊池市野間口380番地	平成20年5月13日
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービス暖暖 八代市鏡町鏡553番地4	株式会社暖暖 八代市鏡町鏡553番地 4	平成20年8月7日
早尾園通所介護事業所 八代郡氷川町早尾1097番地	社会福祉法人代医会 八代郡氷川町早尾109 7番地	平成20年8月7日
(介護予防福祉用具貸与)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ジョウトク 八代市鏡町宝出10番地	有限会社穰徳建装 八代市鏡町宝出10番地	平成20年8月20日
(介護予防小規模多機能型居宅介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
明照園 あんじん 天草市久玉町前田334番地1	社会福祉法人明照園 天草市久玉町1237番 地1	平成20年8月1日
小規模多機能型居宅介護事業所 かしまスマイル 上益城郡嘉島町上六嘉2268 番地	社会福祉法人嘉悠会 上益城郡嘉島町北甘木2 073番地	平成20年8月1日
(特定福祉用具販売)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ジョウトク 八代市鏡町宝出10番地	有限会社穰徳建装 八代市鏡町宝出10番地	平成20年8月20日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ジョウトク 八代市鏡町宝出10番地	有限会社穠徳建装 八代市鏡町宝出10番地	平成20年8月20日

公 告

熊本県公告第663号

県有財産を次のとおり売却する。
平成20年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所 在 天草市本渡町本戸馬場字管原1706番1
地 目 畑
地 積 3,506平方メートル(公簿)3,506.58平方メートル(実測)
最低売却価格17,900,000円
- 2 入札期日
平成20年12月17日(水)午後1時30分
- 3 入札場所
天草市今釜新町3530 熊本県天草総合庁舎 別館会議棟2階 大会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成20年12月15日(月)午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、9の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書
(2) 個人の場合 印鑑証明書
(3) 法人の場合 印鑑証明書
(4) 代理人が参加する場合 (2)又は(3)に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成20年1月9日(金)午後5時
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 別途指定する。
(4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ、入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第664号

熊本市に事務所を置く御幸木部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成20年9月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	林田 良一	熊本市御幸木部二丁目6番41号
理事	林田 末広	熊本市御幸木部二丁目9番16号
理事	中川 末藤	熊本市御幸木部三丁目7番10号
理事	松本 伸幸	上益城郡嘉島町下仲間314番地
理事	林田 哲也	熊本市御幸木部二丁目9番26号
監事	村井 弘幸	熊本市御幸木部町418番地
監事	森田 昇	熊本市御幸木部三丁目20番50号
就任		
理事	村井 弘幸	熊本市御幸木部町418番地
理事	林田 末広	熊本市御幸木部二丁目9番16号
理事	松本 伸幸	上益城郡嘉島町下仲間314番地
理事	中島 澄江	熊本市御幸木部二丁目8番1号
理事	林田 哲也	熊本市御幸木部二丁目9番26号
監事	中川 照男	熊本市御幸木部三丁目7番19号
監事	森田 昇	熊本市御幸木部三丁目20番50号

登載依頼

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第5号

平成20年度第6回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成20年9月16日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成20年9月26日（金）
10時00分から17時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) 平成20年度熊本県公共事業再評価対象事業（後期）について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
電話096-333-2490

天草不知火海区漁業調整委員会指示第133号

天草海における手繰第1種手繰網漁業の操業に係る制限について、漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成20年9月16日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 板崎 清

- 1 指示の内容
(1) 制限の対象となる漁業種類
天草海を操業区域とする手繰第1種手繰網漁業
(2) 制限する内容
ア 一本釣り漁業及びはえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く）の操業を妨げてはならない。

- イ 網口（荒手網前端）から5メートル以内に、高さ1メートル以内の手木を付けなければならない。
 - ウ 手木（手木に付ける股網の長さは、片側1.5メートル以内）からの曳網は片袖1本でなければならない。
 - エ 網丈の最大の高さ（袖網と袋網との接合部における網丈）は、15メートル以内でなければならない。
 - オ 沈子網は、グランドロープ（チェーン又はワイヤーロープにストランドロープ又は古網を巻いたもの）でなければならない。
- 2 指示の有効期間
平成20年10月1日から平成21年5月31日まで